

通級による指導の実施

洞爺湖町教育委員会では、特別な教育的支援の必要なお子様への適切な支援を一層充実させるために、令和6・7年度の2か年、北海道教育委員会の指定を受け、専門教員が学校を巡回して指導を行うモデル事業を実施しています。

また、令和8年度からはこのモデル事業の成果をもとに、このような指導を行うための通級指導教室の開設を予定しています。

■問合せ 洞爺湖町教育委員会教育推進課 (☎ 74-3009)

通級による指導とは…

通常の学級に在籍し、大部分の授業は通常の学級で受けながら、一部「通級指導教室」という特別な場で、子ども一人一人の困難さに応じた指導が受けられます。



対象はどのような子どもですか？

次の障がいがあり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の子どもが対象です。なお、医学的な診断の有無だけで判断するものではありません。



・言語障がい
・自閉症
・情緒障がい

・弱視
・難聴
・肢体不自由

・LD (学習障がい)
・ADHD (注意欠陥多動性障がい)
・病弱および身体虚弱 など



どのような学習をしますか？

障がいの状態に応じた「自立活動」を行います。「自立活動」とは、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導です。

気持ちの整理の仕方を身につける

自分に合った学習方法を身につける

得意なこと・苦手なことなど自分のことを理解する



苦手な言葉を話しやすくする練習をする

他者との関わり方や状況に応じた言葉遣いを身につける

など…



次回は「通級指導教室の役割について」を予定しています